

第22期第1回 佐賀県連合海区漁業調整委員会

日 時：令和3年4月28日（水）

13：00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外 821 番地の2）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

（1） 会長及び副会長の選任について（協議） 1～2頁

（2） 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望活動結果について（報告）
3～34頁

（3） その他

佐賀県連合海区漁業調整委員会事務規程

昭和33年10月27日
佐連漁調委告示第1号
昭和50年8月1日
佐連漁調委告示第2号
昭和60年2月13日
佐連漁調委告示第1号

第1条 佐賀県連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という)は、漁業法その他法令の定めるところにより佐賀県内の海区間における漁業に関する事項を処理する。

第2条 この委員会は次の海区をもって設置する。

- 一 佐賀県有明海区
- 二 松浦海区

第3条 委員会の事務局は海区漁業調整委員会事務局に置く。

第4条 委員会は各海区から選出した委員14名をもって組織する。

2 前項の選出には夫々会長、副会長を含めて7名宛とする。

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長、副会長は委員の互選による。但し、委員が会長及び副会長を互選することができないときは、知事が選任する。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、職務を代理する。

第6条 委員会の会議は会長が招集する。会長事故あるときは副会長がこれを招集する。但し、会長及び副会長がともに互選されていないとき、もしくは欠けたとき、又は会長及び副会長とともに事故あるときの会議は知事が招集する。

第7条 委員会は委員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。
- 3 委員会の会議は公開とする。

第8条 会長は会議の議事録を作成し次の事項を記載する。

- 一 委員会の開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議事事項及び結果

第9条 議事録は会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名するものとする。

2 議事録は一般の縦覧に供する。

第10条 この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

附 則

この規程は昭和33年10月27日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和50年8月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は昭和60年2月13日からこれを施行する。

第2期佐賀県連合海区漁業調整委員会の会長及び副会長の互選に関する参考資料

1. 会長及び副会長の役割

(1) 会長

- ・ 会務を総理し、委員会を代表する。(佐賀県連合海区漁業調整委員会規程第5条第3項)
- ・ 委員会の会議を招集する。(同規程第6条)
- ・ 議事において可否同数のときは、会長がこれを決する。(同規程第7条第2項)
- ・ 会議の議事録を作成し、会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名する。(同規程第8条、第9条第1項)
- ・ 議事の運営に必要な事項は、会長がその都度委員会に諮って定める。(同規程第10条)

(2) 副会長

- ・ 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、職務を代理する。(同規程第5条第4項)

2. 会長及び副会長の選任

- ・ 会長及び副会長は、委員が互選する。(同規程第5条第2項)

3. 過去の委員期における選任結果

期別	会長		副会長	
	選出海区	選出海区内の役割	選出海区	選出海区内の役割
第21期	松浦	会長	有明	会長
第20期	松浦	会長	有明	会長
第19期	有明	会長	松浦	会長

区 分	農林水産 委員 長	農林水産省		外務省	国土交通省	
		農林水産 大臣	水産庁		海上保安庁	海事局
I 海区漁業調整委員会制度について						
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	○	○	○			
2 委員の選任	○	○	○			
3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	○	○	○			
4 【新規】新たな漁業関係法令の改正について	○	○	○			
II 沿岸漁場の秩序維持について						
1 違法操業の取締り強化等	○	○	○			○
2 「密漁もの」の流通防止	○	○	○			
III 太平洋クロマグロの資源管理について						
1 クロマグロ資源の適正利用						
①資源評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現	○	○	○			
②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	○	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置						
①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	○	○	○			
②混獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	○	○	○			
③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	○	○	○			
④【新規】漁獲状況を把握するシステム構築	○	○	○			
3 遊漁者等の操業自粛措置	○	○	○			
IV 沿岸資源の適正な利用について						
1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整						
①水産庁による両者の共存共栄のための話し合いの主催と合意形成の斡旋	○	○	○			
②沿岸漁業に準じた禁止期間の設定など、沖合漁業の許可内容の見直し	○	○	○			
③カツオやスルメイカにおける沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	○	○	○			
④海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	○	○	○			
⑤漁業構造改革総合対策事業にかかる沿岸漁業者への配慮	○	○	○			
2 マサバ太平洋系群の適正利用						
①適正な数値目標の設定と資源管理計画履行の指導等	○	○	○			
②科学的根拠に基づく目標管理基準値の設定	○	○	○			
③漁獲管理に対する漁業者等への説明と漁獲量抑制による減収の補償	○	○	○			
3 カツオ資源の適正利用	○	○	○			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	○	○	○			
5 沖合（指定）漁業の操業秩序の確立						
①付属船を含む大中型まき網漁船全船へのVMS設置の義務付け	○	○	○			
②VNSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化等	○	○	○			
6 沿海地区における発電事業への対応について						
①沿海地区での発電事業開始前に漁業への影響を確認する仕組みの構築	○	○	○			
②地元沿岸漁業者の理解を得る仕組みの構築	○	○	○			
7 【新規】改正漁業法における新たな資源管理措置等について						
①漁業現場の実情に即した資源管理措置の検討	○	○	○			
②漁業者等の理解と合意のもとでの資源管理措置の導入	○	○	○			
③沿岸の零細漁業の経営に十分配慮した資源管理措置の実施	○	○	○			
④遊漁者の管理	○	○	○			
V 外国漁船問題等について						
1 排他的経済水域の境界の画定	○	○	○	○		
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理						
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	○	○	○			
②日台漁業取決め適用水域内における安全操業の確保と台湾漁船のPI保険の加入の義務化	○	○	○	○		
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	○	○	○	○		
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	○	○	○	○		
⑤ロシア水域における操業条件緩和交渉等にかかる支援継続と「さけ・ます流し網漁業」に代わる代替漁法等、新たな操業の実現のための積極的な交渉	○	○	○	○		
⑥EEZ内におけるロシア大型トロールによる漁具被害の防止にかかる連絡体制の構築及び被害補償の実施	○	○	○			
3 外国漁船の取締り強化と漁業者の安全の確保						
①領海及びEEZ内における外国漁船に対する、徹底した取締りの実施	○	○	○			○
②外国公船や外国漁船の位置動向の監視と、漁船や関係機関に対する情報提供	○	○	○			○
③外国漁船等の避泊にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	○	○	○			○
④北朝鮮のミサイル発射に係る迅速な情報提供	○	○	○	○		
4 被害の救済	○	○	○			
VI 海洋性レジャーとの調整等について						
1 遊漁と漁業の調整						
①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施	○	○	○			
②レジャーボートを利用する遊漁者の新たな対策の検討	○	○	○			
2 レジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止	○	○	○			○
3 ミニボートによる危険行為の防止						
①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	○	○	○			○
②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	○	○	○			○
③安全講習の義務化と所有者リストの整備	○	○	○			○
④ミニボートの保険加入義務化	○	○	○			○

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

内 容

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置や再放流に取り組むとともに、ブリ、カツオ及びサワラ漁への比重を高めるなどしているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量が増加していることから、クロマグロの混獲率が高まり、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。
また、配分の際は、大型魚の配分同様、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業収入安定対策事業実施要領に定める強度な資源管理（強度資源管理タイプ）に取り組む者として資源管理計画に位置付けられている共済契約者については、加入方式や漁業規模にかかわらず国の掛金補助率の格差を縮小し、全ての加入者が高率の掛金補助を受けられるよう共済制度の仕組みを見直すこと。

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

ミニボートによる危険行為の防止について

内 容

規制緩和により免許・登録が免除されたいいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

このことについては、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、水産庁、消費者庁、ミニボート製造業者、マリーナ管理者及びミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全対策に係る意見交換会」において、議論されていることと存じます。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るためにも法改正も視野に入れた効果的な対策として、次の事項について要望いたします。

- 1 ミニボートの安全対策に係る意見交換会時に、ミニボート操船時には、ライフジャケットの着用と衝突防止用の目印（旗、レーダー反射板及び灯火）を必置するよう水産庁及び国土交通省から業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 2 FRP成型されていないミニボート利用者に対する保険制度を構築すること。
- 3 FRP成型されたミニボート利用者に対し、プレジャーボート責任保険への加入を義務づけること。また、義務化されるまでの間、加入率向上を図るための施策を強化すること。

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望活動結果

I 海区漁業調整委員会制度について

項目	結果												
<p>1 海区漁業調整委員会制度の堅持</p> <p>海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織であることを堅持すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>海区漁業調整委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定を始め、海区における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>今般の漁業法等の改正においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。</p>												
<p>2 委員の選任について</p> <p>委員の推薦や公募等、委員の選任手続きに関しては、公平性、透明性を確保するとともに、漁業関係者の民意の反映を実現できるよう、各海区漁業調整委員会の意見を踏まえ、制度を運用する都道府県知事部局に対して、十分に協議を行い、選任方法に関する必要な情報提供や適切な技術的助言を行うこと。</p> <p>また、漁業者の代表として真にふさわしい者が選定されるよう、国において選定基準例を示すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>今般の漁業法改正において、委員の選定に当たっては、漁業種類や操業区域等のバランスに配慮しなければならないこと、漁業者団体等による推薦・募集を行い、その情報を公表するとともに、その結果を尊重すること、都道府県議会の同意を得なければならないこととすることで、漁業関係者の意見の反映や、手続の透明性を確保することとしたところである。</p> <p>また、都道府県の御意見を踏まえつつ、委員の推薦や公募の方法、委員の選任手続等に関する「海面利用制度に関するガイドライン」(令和2年6月30日水産庁長官通知)を作成し、技術的助言を行っているところである。</p> <p>今後とも、委員の選任過程において、公平性及び透明性が確保されるよう必要な助言等を行ってまいりたい。</p>												
<p>3 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>海区漁業調整委員会の新たな役割に対応した安定した財政基盤が確保できるよう措置すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中で予算の削減を余儀なくされているが、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に万全を期す所存である。</p>												
<p>【参考】漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <table border="0"> <tr> <td>平成28年度</td> <td>183,133千円</td> <td>平成31年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>181,302千円</td> <td>令和2年度</td> <td>181,302千円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>181,302千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		平成28年度	183,133千円	平成31年度	181,302千円	平成29年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円	平成30年度	181,302千円		
平成28年度	183,133千円	平成31年度	181,302千円										
平成29年度	181,302千円	令和2年度	181,302千円										
平成30年度	181,302千円												

4【新規】新たな漁業関係法令の改正について

新たな漁業関係法令の施行後においては、漁業秩序の大きな乱れや、漁業者や漁協及び行政を取り巻く事務的な混乱が想定されることから、国は責任を持って激変緩和の措置を政省令に明確に示すこと。

また、適切な運用となるよう各海区漁業調整委員、地方自治体、水産関係団体及び漁業者等へ必要な情報の提供を行い、十分な協議・検討を行うこと。

なお、新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた各地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切な指導・助言を行うこと。

【水産庁】

新たな漁業法においては、必要な事務が円滑に移行できるよう、令和3年3月31日まで委員の任期を延長する経過措置を講じている。

また、政省令においては、都道府県の事務等に混乱が生じないように、委員の推薦、募集に関する具体的な方法や、推薦結果等の公表に関する規定を設けているところである。

法令を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、法定の手續に加え、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。

加えて、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えられることから、引き続き、貴会との必要な連携を図ってまいりたい。

II 沿岸漁場の秩序維持について

項目	結果
<p>1 違法操業の取締強化等 組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。</p>	<p>【水産庁】 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 一方、現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部各支部（漁業調整事務所）と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、警察等の関係機関と連携するとともに、各管区海上保安本部・海上保安部署において、自治体や地元漁協等と連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視取締りを行っています。 今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努めてまいります。</p>
<p>2 「密漁もの」の流通防止 市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。 なお、シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。</p>	<p>【水産庁】 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、今般の漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ等の特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化したところである。 また、都道府県への交付金により、①悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催、②メディアの活用や看板設置等による普及啓発、③監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 「密漁もの」の流通防止対策に関しては、平成21年2月に密漁水産物等の市場流通からの排除をはじめ、水産物の適正な流通が確保されるよう、総合食料局長及び水産庁長官の連名で都道府県知事、関係団体等に通知を行ったところである。</p>

なお、シラスウナギの流通の透明化については、本年度から3か年の計画で、シラスウナギ採捕からウナギ養殖業者の池入れまでをトレースする手法を確立するための事業を実施しているところである。

今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。

【参考】密漁対策のための罰則強化の概要

(新設) 特定水産動植物に係る採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪 (平成 30 年漁業法改正、施行は 2 年以内)

			懲役 3 年 / 罰金 3,000 万円
無許可漁業等の罪	懲役 3 年 / 罰金 200 万円	⇒	懲役 3 年 / 罰金 300 万円
漁業権侵害の罪	罰金 20 万円	⇒	罰金 100 万円

III 太平洋クロマグロの資源管理について

項目	結果
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>① <u>中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において、ISC評価結果を踏まえ、第6管理期間以降における漁獲上限の拡大が可能となるよう交渉の加速化を図ること。増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業者の実状を十分に考慮した配分とすること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>10月6日(火)から8日(木)まで、WCPFCの「北小委員会」など一連の会合がウェブ形式で開催された。我が国が提案した太平洋クロマグロの「増枠」については、一部の国から、資源量は依然として低水準で「漁獲枠20%増」には反対などの意見が出され、コンセンサスが得られなかった。</p> <p>他方、本年末に失効予定であった「漁獲枠の17%を上限とした未利用分の繰越」と「小型魚枠の大型魚枠への振替」については、1年延長が合意された。今年ウェブ会議という困難な状況での交渉となり、残念ながら「増枠」は実現しなかったが、17%までの繰越などは確保できたところ。本年の交渉を踏まえて、来年に向けて「増枠」が実現するよう、引き続き努めてまいりたい。</p> <p>また、増枠が実現した場合には、沿岸漁業をはじめとする漁業者の意見を踏まえた上で、配分方法を検討したい。</p>
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>② <u>漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みを早急に整備すること。</u></p> <p>また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化すること。</p> <p>なお、資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内</p>	<p>【水産庁】</p> <p>2020年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会くろまぐろ部会がとりまとめた「第5管理期間以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」に従い、国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2018年の4か年の最大漁獲量まで、国の留保から追加配分を行っている。</p> <p>来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行ってまいり所存。</p> <p>なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐろ部会」のとりまとめでも、①ISC(北太平洋まぐろ類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。</p> <p>②そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。と示されているところである。</p> <p>一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推</p>

<p>海等での来遊調査を行うこと。</p>	<p>進にあたっては今後とも沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。</p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>① 定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>2020年漁期(第6管理期間)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2018年の4か年の最大漁獲実績まで、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乘せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。</p> <p>また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。</p> <p>特定の魚種を選択的に漁獲することが難しい定置網において、クロマグロを再放流するための技術開発が重要と認識しており、平成27年度から、魚種ごとの行動特性の調査や、混獲に関する技術開発に取り組んでいる。</p> <p>開発された放流技術や得られた知見については、広く情報提供していくとともに、今後、地域の定置網の特性に応じた再放流技術の開発を更に進めてまいりたい。</p> <p>また、平成29年度補正予算において、定置網へのクロマグロの入り具合を適時把握する定置網用魚探や水中カメラ等の導入支援も措置し、さらに平成30年度補正予算において、より利用しやすくなるよう工夫を行ったところである。</p> <p>さらに、全国各地の浜では、夕毛網による放流、側網を沈めることによる放流、魚探でクロマグロの反応があった場合の操業自粛等の様々な取り組みが行われており、それらの事例についても広く情報提供してまいりたい。</p> <p>我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。</p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>② 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直</p>	<p>【水産庁】</p> <p>クロマグロの資源管理に資する混獲回避のため、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大したほか、利用しやすくなるよう工夫を行ったところである。</p> <p>さらに、平成31年当初予算において、クロマグロの混</p>

<p>接補填などの支援制度を講 じること</p>	<p>獲回避のための休漁への支援を措置したところである。 今後も、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏ま えつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>2 定置網等における管理手 法の確立および支援措置</p> <p>③ <u>漁業収入安定対策(強度資 源管理タイプ)の要件緩和措 置の継続と見直しを引き続 き検討することに加え、法制 化の早期実現と必要な予算 を確保すること。</u></p> <p>さらに、クロマグロ以外の 魚種の産地魚市場への水揚 げ減少に伴う地域経済への 影響を考慮した対策も講じ ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>平成 29 年度補正予算において、定置網漁業を対象とし た混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さら に平成 30 年度補正予算において、従来の「定置網漁業の み」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲 を拡大したほか、利用しやすくなるよう工夫を行ったところ である。さらに、平成 31 年当初予算において、クロマ グロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところ である。</p> <p><u>漁業収入安定対策事業においては、共済への実質加入と 資源管理計画の策定を要件に、減収に対する補填を行って いる。また、強度資源管理タイプ資源管理計画が策定され ていれば、通常より払戻判定金額が上がるなどの優遇が受 けられることとなっており、積極的に利用して頂きたい。</u></p> <p><u>なお、太平洋クロマグロの大幅削減措置に取り組む定置 網及び 10 トン未満漁船漁業に関し、払戻判定金額が前回 契約の水準から下がらないようにする「下げ止め」を平成 30 年 1 月 1 日より措置しており、その後、平成 30 年 6 月 11 日付で、漁船漁業の対象を 20 トン未満漁船漁業まで広 げたところ。今後とも地域経済への影響が生じないよう対 策を進めてまいりたい。</u></p>
<p>2 定置網等における管理手 法の確立および支援措置</p> <p>④ 【新規】漁獲報告について 現場での事務負担の軽減を 図るため、漁獲状況がリアル タイムで把握できるシステ ムを早急に構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁獲報告については、漁協や産地市場から産地市場情報 を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁 業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとし ており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な 方法による報告を可能とするよう進めていくこととして いる。</p> <p>なお、これらのうち産地市場情報の収集については、 2023 年度までに主要な産地市場・漁協を中心に 400 箇所 以上を目途に情報収集体制を構築することを目指しており、 具体的な対象については現在、都道府県と協議を進め ているところ。</p>
<p>3 遊漁者等の操業自粛措置</p> <p>遊漁者および遊漁船業者に 対し、国が操業自粛を強く指 導するとともに、必要に応じ、 採捕禁止も含めた全国的な規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>クロマグロの遊漁については、国と都道府県が協力して 遊漁者及び遊漁船業者に対して漁業者の取組について周 知を図っており、これまでポスター、リーフレットの配布 や水産庁ホームページ、雑誌等の媒体を通じて資源管理へ</p>

<p>制の導入を検討すること。</p>	<p>の協力を呼びかけてきたところである。引き続き、遊漁者に対し、資源管理への協力について指導を行ってまいりたい。</p> <p>また、特に、遊漁と称して販売するような事例については、広調委指示の違反となり得ることについて5月の広調委でも説明したところである。</p> <p>遊漁によるクロマグロ採捕量は全体に比べて極めて少ないと考えられるが、遊漁者による採捕量等の実態把握を進めるとともに、遊漁者に対する資源管理対応策を検討してまいりたい。</p>
---------------------	---

Ⅳ 沿岸資源の適正な利用について

項目	結果
<p>1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整</p> <p>① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <p>水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p>
<p>1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整</p> <p>② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止（自粛）区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p>また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p>一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分行われるよう対応してまいりたい。</p> <p>また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。</p>
<p>1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整</p> <p>③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p>また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p>なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対</p>

	<p>象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち会いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望等があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p>
<p>1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整</p> <p>④ レジームシフトなど海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の精度向上が不可欠である。調査船による資源調査や海洋観測により、データを収集するとともに、それらが主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。</p> <p>新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p>なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一方的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち会いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところであり、要望等あればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p>
<p>1 沿岸漁業と沖合（指定）漁業の調整</p> <p>⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。</p> <p>漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業創設支援事業）において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまでも、適切な資源管理措置を講じることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。</p> <p>改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当（IQ）が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実</p>

<p>業者と十分な調整を行うこと。</p>	<p>施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧に調整しつつ適切に進めてまいりたい。</p>
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導し、資源回復のスピードを早めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、本年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とする新たな資源管理を実施していただいているところである。</p> <p>今後は、新漁業法に基づく資源管理基本方針に位置付けていくこととなるが、2回の資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の結果を踏まえて決定された資源管理の目標と漁獲シナリオに従って、毎年の資源評価により算出・決定されるTACに基づき、適切に資源管理を行ってまいりたい。</p>
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>② 目標管理基準値は、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>マサバ太平洋系群の目標管理基準値の算出には、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p>これまで、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響などについても考慮しているところである。</p> <p>引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で行う将来予測において、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的内容を定めていくこととしている。</p> <p>なお、今後の資源評価において、これまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。</p>
<p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>③ 漁獲管理には漁業者等の関</p>	<p>【水産庁】</p> <p>新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考え</p>

<p>係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。</p>	<p>ており、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー一会合）の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p>資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p>ただし、こうした目標を目指す過程で、短期的に管理措置が強化されることによって、一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p>
<p>3 カツオ資源の適正利用</p> <p>近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>近年の我が国沿岸へのカツオの来遊量の減少について、熱帯水域における外国の大型まき網漁船の漁獲増大が影響を与えていると懸念している。</p> <p>WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）では、我が国から、熱帯水域での外国の大型まき網漁船による漁獲増大が日本近海へのカツオ来遊量の減少を発生させている懸念がある旨、繰り返し主張してきたところである。また、その主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も拡充している。</p> <p>他方、WCPFC加盟メンバーの大半を占める太平洋島嶼国等は、「カツオの資源状況は良好で、資源管理強化は不要」との立場をとってきている。</p> <p>我が国の立場について理解を得るのは容易ではないが、引き続きカツオ資源に関する調査を実施するとともに、科学的根拠に基づいて適切な資源管理措置が合意されるよう、関係国等に対して積極的に働き掛けてまいりたい。</p>
<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用</p> <p>外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、</p>	<p>【水産庁】</p> <p>＜科学的評価の実施＞</p> <p>外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲の影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めてまいりたい。</p>

<p>資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</p>	<p><国際的な資源管理の推進></p> <p>また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、平成27年(2015年)に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)が設立され、国際的な資源管理の議論が本格化している。</p> <p>サンマについては、昨年(2020年)の年次会合において、2020年の公海でのTACを33万トンに制限する(分布域全体の漁獲量が55万6,250トンを超えない)ことが合意されたところ。総漁獲枠の縮減や国別漁獲枠の設定に向けて、引き続き努力してまいりたい。</p> <p>マサバについては、NPFCにおいて可能な限り早期に資源評価を完了させ、評価結果に基づく適切な資源管理が実施されるよう、引き続き働きかけてまいりたい。</p>
<p>5 沖合(指定)漁業の操業秩序の確立</p> <p>① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締りの強化のため、本船だけでなく灯船等(付属船)へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理のためにも、国の責務として積極的な改善を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>大中型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。</p> <p>火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締り情報であることから、対応することは困難である。</p> <p>「VMSの航跡情報の運用」がVMS情報の公表であるならば、この情報には各漁船の操業位置等の機微な内容を含むことから、平成24年の一斉更新において、水産庁における指導・取締り目的のみに使用することを条件に導入した経緯を踏まえれば、関連情報を開示することは困難である。</p>
<p>5 沖合(指定)漁業の操業秩序の確立</p> <p>② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁</p>	<p>【水産庁】</p> <p>指定漁業については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中(令和4年中)に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</p>

<p>業取締船などによる監視、取締りを強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p>	<p>禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p>違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分に係る基準」に基づき厳正に対処している。</p>
<p>6 沿岸地区における発電事業への対応について</p> <p>① 沿海地区において石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>「環境影響評価法」では、環境アセスメントの対象となる事業は、事業規模の大きい道路、ダム、鉄道、空港、発電所等、13種類の事業とされている。</p> <p>小規模発電事業を計画した場合は同法の適用外となる可能性もあるが、一方で、同法では、地方自治体の環境アセスメント条例との関係についての規定があり、全ての都道府県及び政令指定都市において条例による制度が措置され、地域の実情に応じ、法対象事業以外の事業や小規模の事業についてアセスメントを行うことが可能となっていると認識している。</p> <p>このため、当該制度については、一義的には環境省や都道府県環境部局と必要な調整をしていただきたい。</p>
<p>6 沿岸地区における発電事業への対応について</p> <p>② 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>沿海地区において発電事業等が行われるに当たっては、当該事業実施地域の漁業者等地元住民の十分な理解を得ることは重要と認識している。</p> <p>一義的には、当該事業者が地元説明会等を行うことと考えるが、必要に応じ、水産庁も助言等をしてまいりたい。</p>
<p>7【新規】改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>① 新たな資源管理の検討にあたっては、自主的な資源管理措置を尊重し、TACを前提としない漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしています。</p> <p>漁業者により行われている自主的管理については、地域ごとに様々な取り組みが行われているなど、重要なものと考えており、この資源管理の大きな枠組みの中に組み入れていくことにより、より効果を発揮していくことが可能と考えています。</p>

<p>7【新規】改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>② 新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めていきます。</p>
<p>7【新規】改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>③ 漁獲可能量の配分は、沿岸の零細漁業の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものです。また、漁獲してもいい量が増大すれば、需要に応じた生産を行うことが可能となり、価格を安定させることができます。また、これまで輸入品に置き換えられてきた加工原料等の国産への転換が期待されるなど、水産業の成長産業化に寄与するものと考えています。</p> <p>ただし、こうした目標を目指す過程で、短期的に管理措置が強化されることによって、一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいります。</p>
<p>7【新規】改正漁業法における新たな資源管理措置等について</p> <p>④ 遊漁者の管理について、数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>遊漁者は沿岸漁業者と同じ資源や漁場を利用していることから資源管理への協力が必要であり、今後とも都道府県や関係機関と連携して遊漁者に対し資源管理への理解と協力を指導してまいりたい。</p> <p>遊漁者による採捕量の把握については、スマートフォン等を活用して漁獲報告を可能とする仕組みをはじめとして検討を進めているところであり、遊漁者による採捕量等の実態把握に努め、具体的な対策について検討してまいりたい。</p>

V 外国漁船問題等について

項目	結果
<p>1 排他的経済水域の境界の画定</p> <p>竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>竹島の領有権についての我が国の立場は一貫している。従来、政府としては、我が国として主張すべきところは主張して、この問題の解決のために最大限努力している。</p> <p>排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と十分連絡をとってまいりたい。</p> <p>また、我が国と周辺諸国が共通して利用する資源の管理については 従来から政府間の協議を行っており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>＜日韓の排他的経済水域の境界画定＞</p> <p>竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考えです。</p> <p>また、排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利に関わる極めて重要な問題と考えています。</p> <p>今後も双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めてまいります。</p> <p>＜日中の排他的経済水域の境界画定＞</p> <p>排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとの立場です。中国側はかかる日本側の立場を認めておらず、双方の立場を近づけるのには困難がありますが、我が国の立場は常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたいと考えております。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>① 日台漁業取決め適用水域から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めない</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p> <p>なお、先島諸島の南側水域など、取決め対象外の水域について、台湾側と協議する用意はないところである。</p> <p>【外務省】</p> <p>日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めていますが、まずは、昨年4月に一</p>

<p>こと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。</p>	<p>致した操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたいと考えております。</p> <p>今年には新型コロナウイルスの影響により日台漁業委員会の開催が見送られましたが、政府としては、同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。</p> <p>取決め対象外の水域について本取決めの対象として協議する考えはございません。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP I 保険への加入義務化を促すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日台取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p>本年の日台漁業委員会は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により中止されたものの、①「八重山北方三角水域」における操業ルールについて、日台それぞれのルールで操業できる水域を切り分けて、試行的に操業すること ②試行期間の終了後、公平で合理的な操業とすることを前提として、令和3年(2021年)漁期に間に合うよう、八重山北方三角水域の操業ルールを再度検討すること ③取決め水域における資源管理に双方が協力して努力すること ④P I 保険(船主責任保険)等の加入を推進すること等について引き続き一致したところである。</p> <p>今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>V-2-①参照</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。</p> <p>日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守</p>	<p>【水産庁】</p> <p>我が国水域で操業する韓国のはえ縄漁船については、これまでも違法操業の根絶に向けた協議を行ってきたが、韓国側の対策が不十分であるため、現在は相互入漁を一時中断した上で協議を継続してきている。引き続き、違法操業の根絶に向け、毅然とした姿勢で対応してまいりたい。</p> <p>また、日本海の暫定水域における操業秩序の維持や資源管理措置等については、①従来から続けている政府間での協議に加え、②平成27年(2015)交渉において合意された、両国の政府と漁業関係者から成る官民協議会における協議を行っており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p>また、海底清掃にかかる事業については、水産庁として</p>

<p>させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</p>	<p>は、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（V-4と同旨）。</p> <p>【外務省】</p> <p>現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海のいわゆる、北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっています。</p> <p>このため、平成28年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めています。これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでまいります。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。</p> <p>さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。</p> <p>また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件については、我が国漁業者の要望を踏まえ、日中漁業共同委員会等でしっかり対応してまいりたい。</p> <p>中国船によるサンゴの不法採捕については、日中漁業共同委員会において中国側とサンゴ船根絶に向けた取組を合意し、実施しているところである。今後も、引き続き本件問題に対してしっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p>北緯27度以南水域については、今でも日中漁業共同委員会の協議対象であるので、関係漁業者の懸念を踏まえつつ、外務省とも連携しながら、操業秩序の維持や水産資源管理に向けた中国との協議を粘り強く進めてまいりたい。</p> <p>また、中国虎網漁船については、我が国水域に入って操業しないよう厳正に取締りを行っており、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>日中漁業共同委員会において、東シナ海の水産資源管理について協議を行っており、その中で、虎網漁船をはじめとする新興まき網漁船についても、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化や漁具規制の導入の検討等の管理強化措置を引き続き実施することで一致しています。頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業共同委員会等を通じて、中国側としっかり協議してまいりたいと考えております。</p> <p>日本近海における中国船によるサンゴの不法採捕は極めて遺憾であり、外交ルートを通じた累次の申入れを実施</p>

	<p>するとともに、日中漁業共同委員会においても、問題の根絶のため、継続して断回とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置をとることで中国側と一致しています。</p> <p>北緯 27 度以南の海域に関する様々な意見については、重く受け止めています。日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかり対応してまいりたいと考えております。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。また、操業が禁止されたロシア水域さけ・ます流し網漁業について、できるだけ早期に漁業者の意向が反映された新たな操業が実現できるよう、引き続き、積極的な検討と交渉を行うこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>ロシア水域における日本漁船の操業条件の緩和については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、漁業交渉の場において最大限の努力をしてまいりたい。ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。</p> <p>また、北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国 200 海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施しているところである。</p> <p>さけ・ます流し網に代わる新たな漁法については、平成 28 年から本年まで代替漁法としての曳き網漁法の可能性を探るための技術開発及び試験操業を実施してきたところであるが、採算確保に向けた新たな技術の要素が見出せない状況であり、地元関係者と相談しながら、今後の取扱いについて検討してまいりたい。(操業の継続については関係者と十分に調整してまいりたい。)</p> <p>【外務省】</p> <p>政府として、日露間の既存の枠組みの下で合理的かつ持続的な操業が継続できるよう、あらゆる機会に働きかけています。</p> <p>本年 4 月から 6 月にかけて行われたロシア政府との交渉の結果、さけ・ます流し網の代替漁法として、今年も曳き網による試験操業が実施されたところです。</p> <p>漁業者の要望も踏まえ、政府として適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>漁具被害の回避や資源管理に関する要望についても、そ</p>

	<p>れらが最大限実現できるよう、水産庁と協力しつつ、ロシア側との交渉に鋭意取り組むこととしたいと考えております。その旨、関係者にもしかるべく共有いたします。</p>
<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生した場合のロシア船による漁具被害を補償する仕組みを構築すること。また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>漁業者の懸念は、十分理解しており、毎年交渉の場においてロシア漁船が原因と思われる我が国漁業者が受けた被害状況を説明するとともに、ロシア漁船による漁具被害を未然に防止するため、四半期ごとに日本の漁業者の漁具位置をロシア側に通報し、ロシア漁船への周知徹底、慎重な操業の指導を要請している。</p> <p>これに対して、ロシア側は漁具被害を防止するべく可能な方策を検討し、指導を徹底させる旨を表明しているため、引き続きこうした取組を継続していく考えである。</p> <p>外国漁船による漁具被害が発生した場合については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業で、被害漁具の現状復帰のために必要な経費の支援を受けることが可能である。</p> <p>また、イトヒキダラやイワシ、サバについては、資源評価を実施し、資源に影響のない範囲でロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。</p> <p>【外務省】</p> <p>V-2-⑤参照</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産庁においては、漁業取締船の増隻・更新を図りつつ、精力的に外国漁船に対する監視取締りを実施するとともに、日本漁船との操業トラブルの防止に取り組んできているところであり、漁業取締船勢力については、平成23年度の38隻から、令和2年度には45隻体制とするとともに、取締に従事する職員を増員するなど、外国漁船に対する監視取締りの強化を図ってきているところである。</p> <p>本年度に新造の大型漁業取締船2隻を配備し、令和3年度には、更に大型漁業取締船2隻を建造し、取締活動に従事させるとともに、海上保安庁と定期的に外国漁船取締対策会議等を開催するほか、合同訓練の実施や情報共有の推進など連携の強化を図っているところである。</p> <p>水産庁では、引き続き、漁業取締船の建造など漁業取締体制の強化を図るとともに、違法操業が多発する水域・時期における重点的かつ効果的な取締りを実施し、海上保安庁との連携等を通じて、我が国の漁業秩序を脅かす外国漁船の違法操業に厳正に対応してまいりたい。</p>

	<p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、我が国の領海及び大和堆を含む排他的経済水域において巡視船艇及び航空機によるしょう戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正な取締りを行っています。</p> <p>なお、平成28年12月に策定された「海上保安体制の強化に関する方針」に基づき、大型の巡視船、新型ジェット機の増強を進めているほか、必要な要員の確保等を行っており、本年5月と7月には、大和堆を含めた日本海側の海上保安体制強化として、福井県敦賀市に大型巡視船2隻を就役させ勢力を増強したところです。</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>② 外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全に操業するために必要な対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>水産庁は、漁業取締船等の活動や海上保安庁との連携を通じて、外国漁船や外国公船の動向についての情報収集を行っているが、これらは漁業取締り等に関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難である。</p> <p>一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、関係省庁と緊密に連携しながら、情報収集に努めるとともに、その時々的情勢に応じ、しょう戒体制を強化しております。</p> <p>今後とも、これらを通じて得られた、外国公船の接近情報の提供等、漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を、状況に応じて適切に行ってまいります。</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難があり、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には緊急入域の希望があっても入域しないよう、強く指導してきたところである。</p> <p>なお、やむを得ず緊急入域を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないように、外国漁業者に対し、基本的ルールの遵守を引き続き要請してまいりたい。</p> <p>また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。</p>

	<p>【海上保安庁】</p> <p>海上保安庁では、我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対して、緊急入域に該当するかどうか立入検査等により確認を行っています。</p> <p>緊急入域した船舶に対しては、入域した場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼす恐れがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導するとともに、緊急入域の要件が消滅した場合は、直ちに領海外に出域するように当該外国船舶に指導等を行っています。</p> <p>引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。</p>
<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房からのミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達するとともに、漁業無線局が受信したメールによるミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で漁船に伝達するシステムを全国 451 局の漁業無線局に導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。</p> <p>引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、対応してまいります。</p> <p>【外務省】</p> <p>北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、国連安保理決議違反であり、極めて遺憾であります。北朝鮮は、全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄を依然として行っていません。</p> <p>引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期してまいります。</p>
<p>4 被害の救済</p> <p>韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、</p>	<p>【水産庁】</p> <p>平成 25 年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、漁場機能維持管理事業の一部として、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業を実施しているところであり、令和元年度補正予算により 50 億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能と</p>

<p>漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。</p>	<p>なっており、令和元年度補正予算により 20 億円を積み増したところである。</p> <p>水産庁としては、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。</p>
------------------------------------	---

VI 海洋性レジャーとの調整等について

項目	結果
<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>① 地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>遊漁マナー等の基本的な考え方を広く国民に周知するため、水産庁HPに「遊漁の部屋」を設け、地方のルールを確認しやすいようにしているところ。また、各都道府県のHPについても、利用者が見やすく、分かりやすくするため、都道府県に対し改善を依頼しているところである。</p> <p>水産庁としても、地域で定められたルールやマナーが守られるよう釣り団体や釣り雑誌社等に呼びかけていきたい。なお、本年1月17日から19日に開催されたジャパンフィッシングショー2020において、水産庁も出展し、遊漁マナー等についてのパンフレットを来場者に配布したところである。</p> <p>また、(公財)日本釣振興会、(一社)全日本釣り団体協議会等の遊漁団体やマリン事業関連の団体の参加する定期的な意見交換の場を設けており、更に、テレビ、雑誌等を通じて遊漁マナー等について効果的な広報ができるような協力体制の構築を進めてまいりたい。</p>
<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>② 法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化の推進などの新たな対策を検討すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。</p> <p>都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。</p> <p>なお、(公財)日本釣振興会、(一社)全日本釣り団体協議会等の遊漁団体やマリン事業関連の団体の参加する定期的な意見交換の場を設けており、遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。</p> <p>また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、①保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策 ②関係者間の連携推進 ③効果的な放置艇対策事例の周知の対策を講ずることにより、今後10年間で放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.3万隻と前回調査時(平成26年度)と比べ4千隻減少している。</p> <p>水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援して</p>

<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p> <p>さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p>	<p>まいりたい。</p> <p>【水産庁】</p> <p>プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p>この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p>また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p> <p>【海事局】</p> <p>令和元年度末の保有台数が約 8,200 万台、事故発生件数が約 38 万件的自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和元年度末のプレジャーボートの保有隻数は約 22 万隻、海難事故は約 970 件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。</p> <p>プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリーナや漁港等はあるものの、国土交通省では、製造事業者・販売店や免許・検査等団体に対し、プレジャーボート販売時における保険の付保や、免許取得・更新時、船舶検査時、イベント開催時等において賠償責任保険加入の必要性を周知するよう指導している。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参りたい。</p>
<p>3 ミニボートによる危</p>	<p>【水産庁】</p>

險行為の防止

- ① 海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置を必置するよう業界への強い指導や購買者等への普及啓発の強化と義務化を検討すること。

船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリーナ管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全対策に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。

水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」（略称「ミニボート安全マニュアル」）の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。

なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。

【海事局】

ミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っている一方、ミニボートの普及に伴う転覆や機関故障等の海難事故が増加していることから、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。

国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。（当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。）

また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。

今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りた

い。

参考：平成 31 年度国土交通省交通安全業務計画

交通安全対策基本法の規定により、第 10 次交通安全基本計画（平成 28 年 3 月中央交通安全対策会議決定）に基づき、平成 31 年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。

2 プレジャーボートの安全対策の推進

(2) ミニボートの安全対策の実施

ミニポート（長さ 3 m 未満、機関出力 1.5 kW 未満で、検査及び免許が不要なポート）の安全安心な利用を推進するため、関係団体等に働きかけ、相談窓口の設置、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニポート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。

3 ミニポートによる危険行為の防止

② ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

【水産庁】

船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。

ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

※以降、3-②と同様

【海事局】

ミニポートは、構造・設備に起因する事故は少なく、本来安全な水域のみを航行する船舶であるため船舶検査の対象とする必要性は低いと考える。

また、登録制度については、小型船舶の登録等に関する法律制定時において、財産価値が低いうえ、航行や係留による社会的影響が小さく行政情報として把握する必要性も乏しいことから、制度の適用除外としたところであり、その状況は現在も変わっていないと認識している。

海上交通のルール、ミニポート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くよう、作成したマニュアルの活用や業界団体と連携した安全啓蒙活動に取り組んで参りたい。

参考：海難の現状と対策について（海上保安庁）

令和元年のミニボートの事故隻数は 90（84）隻。死傷者数は 9（12）人。船舶事故隻数及び死傷者数は増加。（※（ ）内は平成 30 年）

3 ミニポートによる危険行為の防止

③ 「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」をインターネット購買者も含めた販売条件にするとともに、安全情報

【水産庁】

船舶の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。

※以降、3-①と同様。

【海事局】

国内の製造事業者では、新艇販売時にミニポート安全ハンドブックを同封しており、一部のメーカーではあるが、自社

<p>の提供や事故時の対応を円滑に行うため、購買者の氏名・連絡先情報を整備するようボート製造・販売業界を強く指導すること。</p>	<p>製品購入者向けに安全講習会の実施などに取組んでいる。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネット等による個人売買を全て把握することは困難であることから、マニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画を国土交通省のHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知している。また、業界団体と協力してミニボートユーザーが多く集まるミニボートフェスティバル等のイベントにおいて安全講習会を開催するなど、全てのミニボートユーザー向けに安全啓発を実施しているところである。引き続き、関係団体と連携して安全啓発活動に取組んで参りたい。</p>
<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>④ <u>日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とする</u>とともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、<u>保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p><u>日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険は、船底がFRP成型されているミニボートが漁船等と衝突した場合に、漁船等の被害が大きくなる恐れがあることを理由として、同保険の対象としている。加入対象については、日本漁船保険組合が保険約款で定めるものであることから、対象範囲の拡大については日本漁船保険組合に相談していただきたい。</u></p> <p>プレジャーボートによる漁業操業の妨害は、対人・対物の賠償とは異なり填補範囲の特定が困難であり、当該妨害行為を助長させないためにも、保険の対象とすることは適当でないと考えており、一義的には利用者へのマナーの周知徹底を図っていくことが肝要と考えている。</p> <p>また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施し、加入促進活動を積極的に展開しているところ。水産庁においても、ミニボートによる漁業操業妨害の防止や損害賠償保険への加入等は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への（略称）ミニボート安全マニュアルの掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めており、今後とも、国土交通省と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p><u>なお、プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</u></p> <p>【海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が</p>

	<p>落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えているが、<u>日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険のように、加入に一定の制限があることも認識しており、機会をとらえて保険会社へ対象拡大を働きかけるとともに、保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</u></p>
--	---